

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後1時30分 開会

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年3月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番松本英隆君、3番林 健児君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

報告します。議会運営委員会は2月25日午前10時に開会し、3月定例会は本日3月1日から18日までの18日間と決定しました。以上、報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

ご苦労さまです。

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月18日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第1号から日程第12、議案第10号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第1号大治町行政不服審査会条例の制定について。

大治町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政不服審査法の規定に基づき、新たに設置する大治町行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第2号大治町職員の降給に関する条例の制定について。

大治町職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による人事評価制度の導入に伴い、降給に関し必要な事項を定めるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第3号大治町職員の退職管理に関する条例の制定について。

大治町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第4号行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政不服審査法の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第5号学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第6号大治町交通安全条例の一部を改正する条例について。

大治町交通安全条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、自転車の安全な利用を推進するためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第7号大治町職員定数条例の一部を改正する条例について。

大治町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第8号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第10号大治町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う公表の報告事項に人事評価の状況等の追加及び行政不服審査法の施行に

伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

続きまして、日程第13、議案第11号から日程第19、議案第17号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第11号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第12号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の国家公務員に準じ、議会の議員等の期末手当の割合を改定するためでございます。よろしく申し上げます。

議案第13号大治町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町証人等の実費弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政不服審査法の規定により審理員または審査庁の求めに応じ出頭した参考人及び大治町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により、実施機関の命に応じ出頭した関係人の実費弁償の支給に係る規定の整備並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の規定の整備等を行うためでございます。よろしくお願ひします。

議案第15号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、規定の整備並びに町民税及び特別土地保有税に係る減免申請書への個人番号の記載を不要とするためでございます。よろしくお願ひします。

議案第16号大治町体育施設及び社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町体育施設及び社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町歴史民俗資料室を設置していた大治会館が解体されたためでございます。よろしくお願ひします。

議案第17号大治町公共用物の管理に関する条例及び大治町道路占用料条例の一部を改正する条例について。

大治町公共用物の管理に関する条例及び大治町道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、公共用物占用料及び道路占用料の額の改定並びに電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願ひします。

○議長（織田八茂君）

日程第20、議案第18号から日程第23、議案第21号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第18号平成27年度大治町一般会計補正予算。

平成27年度大治町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億836万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6188万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成28年3月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳入におきましては、町税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税及び諸収入を増額し、分担金及び負担金を減額し、並びに国県支出金を交付決定等に伴い増減するものでございます。

歳出におきましては、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費を増額するとともに、総務費において、電子計算業務費を2822万円、個人番号カード交付事業費を514万3000円増額し、民生費において、心身障害者事業費を160万円、国民健康保険特別会計繰出金を3176万9000円、保育所運営費を2002万4000円増額し、介護保険事業費を705万円、臨時福祉給付金事業費を763万8000円、児童手当費を700万円、子育て世帯臨時特例給付金事業費を317万7000円減額し、新たに年金生活者等支援臨時給付金事業費を8055万7000円計上し、衛生費において塵芥処理事業費を723万5000円減額し、教育費において公民館施設管理費を132万7000円減額するものでございます。

なお、今回の補正により生じました余剰一般財源1億6768万9000円につきましては、財政調整基金に積み立てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第19号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3176万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5824万5000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年3月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、一般被保険者療養給付費として3176万9000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、国民健康保険基盤安定繰入金の決定及び国保財政安定化支援事業繰入金の決定に伴う補正をするものでございます。よろしく申し上げます。

議案第20号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5282万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6422万8000円、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1743万1000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年3月1日提出、大治町長。

今回の補正の保険事業勘定における主な内容は、国県支出金、支払基金交付金の負担金内示等に伴う歳入減額に伴い、施設介護サービス給付費、介護給付費準備基金積立金を減額するものでございます。

また、介護サービス事業勘定におきましては、通所介護費収入、自己負担金収入の減額に伴い繰越金を増額するものでございます。

歳出につきましては、居宅介護サービス事業費の不用額を減額するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第21号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3934万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9836万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成28年3月1日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、国庫補助金の減額に伴い下水道事業費として3971万円を減額、また、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費として37万円を増額し、この財源に一般会計繰入金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

日程第24、議案第22号から日程第29、議案第27号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第22号平成28年度大治町一般会計予算。

平成28年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億2400万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は、5000万円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月1日提出、大治町長。

平成28年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して2億7600万円減の総額78億2400万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、本年10月から愛知県で開催される国民文化祭に伴う事業費として326万6000円を計上し、また、バス停駐輪場への防犯カメラの設置費として100万円、及び防犯カメラの設置に係る補助金として50万円、子育て支援講座事業として24万2000円、東部児童クラブ室の新築に伴う経費として7588万4000円、病児・病後児保育事業として842万1000円、円楽寺川等のしゅんせつを行う経費として5050万円、避難所における災害用発電設備の整備として2400万円、災害用備蓄品の購入費として1310万7000円、移動系防災行政無線の機能強化のための経費として4665万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として36億8181万7000円、地方消費税交付金4億5390万円、国県支出金として16億966万2000円、町債4億4770万円をそれぞれ計上す

るものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第23号平成28年度大治町国民健康保険特別会計予算。

平成28年度大治町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億1270万8000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月1日提出、大治町長。

平成28年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して4917万5000円減の総額35億1270万8000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として19億3569万5000円、後期高齢者支援金等として4億7378万7000円、介護納付金として1億9000万円、共同事業拠出金として8億5244万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として7億4215万3000円、国庫支出金として6億7698万3000円、県支出金として1億8095万1000円、前期高齢者交付金として6億7582万7000円、共同事業交付金として8億1453万8000円、繰入金として2億4659万円をそれぞれ計上するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第24号平成28年度大治町土地取得特別会計予算。

平成28年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24万9000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成28年3月1日提出、大治町長。

平成28年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と同額の総額24万9000円とするものでございます。

この会計では、土地開発基金への積み立てに要する経費を計上するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第25号平成28年度大治町介護保険特別会計予算。

平成28年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8747万9000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1716万4000

円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月1日提出、大治町長。

平成28年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については、予算総額を前年度当初予算と比較して3126万1000円増の14億8747万9000円とし、介護サービス事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して93万6000円減の1716万4000円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、保険給付費につきまして、本年度における対象サービス量を見込み介護サービス等諸費として13億3727万3000円、高額介護サービス等費として3000万円、高額医療合算介護サービス等費として321万6000円、特定入所者介護サービス等費として4982万4000円、介護予防及び包括的支援事業など地域支援事業費として2628万円を計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定におきましては、居宅介護サービス事業費として1235万4000円を計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第26号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計予算。

平成28年度大治町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7920万1000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。平成28年3月1日提出、大治町長。

平成28年度公共下水道事業特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して4299万3000円増の総額5億7920万1000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、日光川下流流域下水道事業建設負担金として3237万4000円、公共下水道工事費として2億1200万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として1億2000万円、一般会計繰入金として1億4494万円、町債として2億6710万円をそれぞれ計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第27号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億361万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成28年3月1日提出、大治町長。

平成28年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して1124万7000円増の総額5億361万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として2億8396万5000円、療養給付費負担金として1億9700万円、広域連合事務費負担金として660万円、保健事業費の個別健康診査等事業委託料として1139万7000円、人間ドック検査委託料として81万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として2億3996万3000円、一般会計繰入金として2億5282万7000円をそれぞれ計上するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（織田八茂君）

日程第30、同意議案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成28年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、鈴木和美委員の任期が平成28年4月6日をもって満了することに伴い、引き続き大治町固定資産評価審査委員会の委員として選任するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第1号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意議案第1号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第31、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

任期は前任者の残任期間の平成29年3月31日です。

この選挙に当たっては、海部地区水防事務組合規約第6条に掲げる「水防に関し学識経験があり、かつ熱意があると認められるもので関係市町村長の推薦する候補者のうちから選挙する」となっております。町長の推薦する候補者は配付させていただいたとおり、吉田英行君1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とし、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし議長が指名することに決定をいたしました。

海部地区水防事務組合議会議員に吉田英行君を指名します。

お諮りします。

吉田英行君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました吉田英行君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

日程第32、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1名で、議会議員の中から選出するものです。

任期は平成28年4月1日から2年です。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（織田八茂君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（織田八茂君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

〔投 票〕

○議長（織田八茂君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、1番若山照洋君、2番松本英隆君、3番林 健児君を指名します。

立会人の方、お願いいたします。

[開 票]

○議長（織田八茂君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

服部勇夫君 12票。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、服部勇夫君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（織田八茂君）

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました服部勇夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人は当選承諾及びごあいさつをお願いします。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。ただいまの選挙で皆様のご支援をいただきまして大変ありがとうございます。環境衛生という面で大治町の立場を主張していきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（織田八茂君）

おめでとうございます。

日程第33、議員派遣の件についてを議題とします。

このものについては、お手元に配付しました1の内容のとおり議員を派遣しましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時18分 散会